

| 補助金の名称 | 原村フリースクール等利用児童生徒支援補助金 | | | | | | |
|---------------------|--|--------|------|---------------|-------------|------------------|---------------|
| 補助金事業等の目的 | こどもの教育支援事業の一環として、長野県が実施する「信州型フリースクール認証制度」により認証を受けたフリースクール等(以下「フリースクール等」という。)を利用する保護者等の経済的負担の軽減及び不登校の児童生徒の社会的自立を図るとともに、多様な学びの場へ通うことを支援するため、村内の不登校の児童生徒の保護者等が負担するフリースクール等の利用料に対して、補助金を交付する。 | | | | | | |
| 補助金事業等の対象者 | <p>村内に住所を有する児童生徒の保護者等であって、次に掲げる各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 補助金を申請しようとする日から起算して過去1年以内において、在籍している学校におおむね30日以上登校していない児童生徒の保護者等</p> <p>(2) フリースクール等に原則として月1回以上通所する児童生徒の保護者等</p> <p>(3) 補助対象経費に係る補助を別の団体等から受けていない保護者等</p> <p>(4) 村税の滞納がない保護者等</p> | | | | | | |
| 補助対象経費 | 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が負担したフリースクール等の月ごとの利用料(入会費、入学費、交通費、教材費及び実習費を除く。)とし、1万円を限度とする。 | | | | | | |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | <p>対象児童生徒1人当たりの補助対象経費に、次の各号に掲げる補助対象者の世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 就学援助制度における要保護世帯及び準要保護世帯 100分の100</p> <p>(2) その他の世帯 100分の50</p> <p>補助対象経費を申請するに当たり当該月に対象児童生徒が複数のフリースクール利用しているときは、当該月に補助対象者が支払ったそれぞれの利用料を合算するものとする。</p> | | | | | | |
| 補助事業の開始時期 | 令和8年4月1日 | | | | | | |
| 補助事業の終了時期 | 令和11年3月31日 | | | | | | |
| 提出書類 | <p>1 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、原村フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該フリースクールの利用料の額が確認できる書類</p> <p>(2) その他村長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、次の表に掲げる利用した期間に応じ、それぞれ定める提出期間内に原村フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該当月の補助対象経費の金額が確認できる書類</p> <p>(2) その他村長が必要と認める書類</p> <table border="1" data-bbox="487 2038 1559 2189"> <thead> <tr> <th>利用した期間</th> <th>提出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から9月30日まで</td> <td>10月1日から同月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> <td>翌年4月1日から同月15日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 交付決定を受けた者は、補助金交付を請求しようとするときは、原村フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書を村長に提出するものとする。</p> | 利用した期間 | 提出期間 | 4月1日から9月30日まで | 10月1日から同月末日 | 10月1日から翌年3月31日まで | 翌年4月1日から同月15日 |
| 利用した期間 | 提出期間 | | | | | | |
| 4月1日から9月30日まで | 10月1日から同月末日 | | | | | | |
| 10月1日から翌年3月31日まで | 翌年4月1日から同月15日 | | | | | | |
| 担当部署 | 原村 教育委員会 子ども課 教育総務係 | | | | | | |